

文京区職員措置請求監査結果

(平成 18 年 4 月 1 日発行の文京ふるさと歴史館だより第 13 号に係る
公金支出の返還を求める請求について)

平成 19 年 2 月

文京区監査委員

第1 請求の受付

1 請求人

文京区

2 請求書の提出

平成 18 年 12 月 日

3 請求の内容

請求人が提出した「文京区職員措置請求書」による主張事実及び措置請求（以下「本件請求」という。）は、次のとおりである。

毎年発行している文京ふるさと歴史館だより（以下「歴史館だより」という。）のうち、平成 18 年 4 月 1 日発行の第 13 号について、当初区は、元町公園の歴史や特徴を紹介する記事を掲載した歴史館だより（以下「当初歴史館だより」という。）を作成したが、後にこれを廃棄処分とし、改めて当該ページを削除した歴史館だより（以下「再歴史館だより」という。）を作成した。このため、区長がこの再歴史館だよりに係る支出（166,950 円）を区に返還することを求める。

4 請求の要件審査

本件請求は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条の所定の要件を具備しているものと認め、平成 19 年 1 月 5 日付けでこれを受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

当初歴史館だよりの作成とその廃棄及び再歴史館だよりの作成について対象とした。

2 監査対象課

企画政策部企画課及び区民部アカデミー推進課を対象課とした。

3 請求人の証拠の提出・陳述等

法第 242 条第 6 項の規定により、平成 19 年 1 月 26 日に証拠の提出及び陳述の機会を設けた。

証拠として提出されたのは、次の 12 点である（添付省略）。

- (1) 検査命令書 文京ふるさと歴史館報(13号)外 1 件 平成 18 年 1 月 18 日 仕様書
- (2) 検査命令書 文京ふるさと歴史館リーフレットの印刷 平成 18 年 4 月 25 日 内訳書 仕様書
- (3) ふるさと歴史館だより 1 月 18 日発注のもの
- (4) ふるさと歴史館だより 4 月 25 日発注のもの
- (5) 都市計画法第十七条第一項の規定による東京都都市計画公園・元町公園の縦覧資料
- (6) 東京新聞 06 年 9 月 2 日付け
- (7) 総務区民委員会会議録（平成 18 年 9 月 27 日）抜粋
- (8) 文京区長から東京都知事に宛てた「確約書」（平成 3 年 11 月 29 日付）
- (9) 文京区教育長から東京都教育長に宛てた「確約書」（平成 3 年 12 月 3 日付）
- (10) 上記「確約書」の添付資料、表題：「平成 3 年 8 月以降検討した対応事項」
- (11) 文京区教育長から東京都教育長に宛てた「詫び状」に相応する文書（平成 3 年 12 月 3 日付）
- (12) 文京区長から文化庁長官に宛てた「詫び状」に相応する文書（平成 3 年 12 月 3 日付）

4 関係職員等の調査

法第 199 条第 8 項の規定により、平成 19 年 1 月 26 日に企画政策部企画課長、区民部アカデミー推進課長、平成 18 年 4 月 1 日付けの組織改正前の教育委員会生涯学習部文化振興課長の職にあった者に対し、事情聴取を行った。その他、適宜、監査対象課職員に対し、事情聴取を行った。

第 3 監査の結果

監査委員は本件請求を受理して以来、上記で確認した事実関係に基づき協議を行ったが、最終的に意見の一一致をみることができず、法第 242 条第 8 項の規定による合議（全員一致と解されている。）が調わなかったので、監査の結果について決定をなしえなかつた。

なお、参考として第 5 において、監査協議経過及び各監査委員の意見を掲げる。

第4 事実関係

本件請求に係る事実は、大略以下のとおりである。

1 平成 17 年 12 月 14 日（水）

文京ふるさと歴史館（以下「ふるさと歴史館」という。）職員全員による定例打合せの中で、当初歴史館だよりの編集方針について決定する。この編集会議にはふるさと歴史館館長は入っているが、文化振興課長は入っていない。表題と内容は執筆者が決定することとされている。

2 平成 18 年 1 月 6 日（金）

17 文教生歴第 137 号「文京ふるさと歴史館館報（たより）及び共同 PR 紙の作成について」で、文化振興課長を決定権者とする当初歴史館だよりの作成についての事業実施の起案を行う。概要は、以下のとおりである。

頁の割り振り、内容項目、執筆者

p. 4-5 「公園案内」にみる文京モダニズム（仮）…北田

4,800 字以内 写真 4 枚程度

3 平成 18 年 1 月 18 日（水）

株式会社エム企画との間に「文京ふるさと歴史館館報（13 号）外 1 件の印刷」契約を締結する。概要は、以下のとおりである。

契約金額 226,800 円

上記金額のうち、館報（歴史館だより第 13 号）は、154,350 円（ $147,000 \times 1.05$ ）である。

納入期限 平成 18 年 1 月 19 日から平成 18 年 3 月 24 日まで

4 平成 18 年 2 月 1 日（水）

17 文企企第 208 号「旧元町小学校跡地の活用について」の中で、同校と元町公園との一体的整備について、区として以下の意思決定を行う。

元町公園は、「敷地の効率的活用や安全面において問題を抱えており、改善が求められている」ところから、旧元町小学校「跡地との一体的な整備により、公園の機能と防災機能をより向上させる。」

5 平成 18 年 3 月 6 日 (月)

平成 18 年第 1 回区議会定例会総務区民委員会において、企画政策部企画課長が「旧元町小学校跡地の活用について」(資料第 3 号)、報告を行う。

6 平成 18 年 3 月 9 日 (木)

文企企第 246 号「旧元町小学校跡地の活用における基本方針に基づく具体策について」で、元町公園に関して、区としての具体的方策を決定する。内容は、以下のとおりである。

- (1) 元町公園との一体的整備として「当該敷地のより効率的な土地利用及び現在の元町公園が抱える諸問題の解決を図るため、元町公園を旧元町小学校側に移設し、現元町公園側に新たな体育館等の施設を建設すること。
- (2) 今後のスケジュールとして「都市計画変更の手続きとして、都市計画部が所管となって」、4 月 5 日、4 月 7 日、4 月 8 日に「都市計画変更に関する説明会を開催すること。

7 平成 18 年 3 月 13 日 (月)

第 3 回教育委員会定例会 第 2 報告事項「(12) 旧元町小学校跡地の活用について(資料第 10 号)」において、旧元町小学校跡地について隣接する元町公園との一体的な整備により公園の機能と防災機能をより向上させる旨を生涯学習部スポーツ振興課長が報告する。

8 平成 18 年 3 月 24 日 (金)

前記 3 の「文京ふるさと歴史館館報(13 号)外 1 件の印刷」契約の納品日であるが、実際の納品指定場所であるふるさと歴史館には納品されていない。

これについての関係課の説明は、①原稿の入稿も遅れていたので納品日が遅れることもやむをえないとの認識もあった。また、②業者に対しては、納品は、平成 18 年 3 月 28 日(火)でよい旨の指示を出した、とのことである。

起案日平成 18 年 1 月 17 日の予算執行票(管理番号 5751-030954-00)においては、「納入・完了」「検査日」とも平成 18 年 3 月 24 日と記載されているが、この日には納品も検査も行われていない(書類上は、後述するように支出命令が 3 月 30 日に、支出が 4 月 20 日に行われている。)。

9 平成 18 年 3 月 25 日 (土)

平成 18 年 3 月 25 日付けの区報ぶんきょうにおいて、「都市計画変更（元町公園）に関する説明会」の記事が掲載される。掲載記事は、都市計画公園を変更する案（素案）がまとめたので、4 月 5 日、4 月 7 日、4 月 8 日に説明会を開催する旨の内容である。

10 平成 18 年 3 月 28 日 (火)

(1) ふるさと歴史館館長は、平成 18 年 3 月 25 日付けの区報ぶんきょうを読み、元町公園に関する計画があることを知り、当初歴史館だよりの原稿を持参して、教育委員会事務局に来庁する。遅れて来た学芸員 1 人と生涯学習部長、文化振興課長の 4 人で、当初歴史館だよりの内容が区の政策と矛盾し、区民に混乱をもたらすものではないか協議する。その結果、当初歴史館だよりを廃棄するとの結論を出し、その旨、教育長に報告する。

(2) その上で、ふるさと歴史館館長は、当初歴史館だよりを廃棄のため溶解処分とすること及び再歴史館だより（6 頁だてのリーフレット）を作成することを電話で業者（株式会社エム企画）に依頼する。

その後、業者が当初歴史館だより 5 部を持参する。

11 平成 18 年 3 月 30 日 (木)

前記 3 の「文京ふるさと歴史館館報（13 号）外 1 件の印刷」契約に係る支出命令が行われる。

12 平成 18 年 4 月 1 日 (土)

ふるさと歴史館の所管について、組織変更がなされる。

教育委員会生涯学習部文化振興課文京ふるさと歴史館
→区民部アカデミー推進課文京ふるさと歴史館

13 平成 18 年 4 月 6 日 (木)

再歴史館だより（後記 17 にあるとおり、平成 18 年 4 月 25 日付けの請書「文京ふるさと歴史館リーフレットの印刷」による。）がふるさと歴史館に納品される。

平成 18 年 4 月 1 日付けの組織変更後、旧生涯学習部文化振興課から区民部アカデミ

一推進課及び区民部区民課に上記の経緯が十分に引き継がれておらず、納品日の検査は事実上ふるさと歴史館職員が行っているが、本件契約に係る支出負担行為は行われておらず、検査書類も作成されていない。

14 平成 18 年 4 月 12 日 (水) から 14 日 (金) まで

再歴史館だよりを配付・発送する。

15 平成 18 年 4 月 19 日 (水)

庁議において、「旧元町小学校跡地の有効活用について」(企画政策部企画課)が報告される。

内容は、基本方針として、元町公園との一体的整備を行うこと、及び、その課題と取組として、今後の都市計画変更予定や事業スキームの策定と共同事業者の選定である。

16 平成 18 年 4 月 20 日 (木)

前記 3 の「文京ふるさと歴史館館報(13 号)外 1 件の印刷」契約に係る支出が行われる。

17 平成 18 年 4 月 25 日 (火)

前記 10 のとおり、平成 18 年 3 月 28 日に事実上作成依頼した再歴史館だよりについて、「文京ふるさと歴史館リーフレットの印刷」として、支出負担行為に係る書類が作成される。

契約金額 166,950 円 (うち、消費税 7,950 円)

納入期限 平成 18 年 4 月 26 日から平成 18 年 5 月 31 日まで

18 平成 18 年 5 月 30 日 (火)

前期 17 の支出負担行為に関して、予算執行票(6201-070820-00)によれば、書類上「納入・完了」「検査日」とされているが、実際は前記 13 のとおり、平成 18 年 4 月 6 日に納品及び事実上の検査が行われている。

19 平成 18 年 6 月 16 日 (金)

前期 17 の支出負担行為に係る支出が行われる。

20 平成 18 年 9 月 27 日 (水)

平成 18 年第 3 回区議会定例会総務区民委員会において、区民部アカデミー推進課長が「「ふるさと歴史館だより」第 13 号発行に係る調査について」(資料第 8 号)、報告を行う。

第 5 監査協議経過及び各監査委員の意見

上記第 3 のとおり監査委員の合議は調わなかったが、参考として監査協議経過及び各監査委員の意見を掲げる。

1 財務会計行為の特定

請求人は、請求の理由において、歴史館だより第 13 号の不当な支出の返還を求めている。

歴史館だより第 13 号に係る支出は、①平成 18 年 1 月 18 日の「文京ふるさと歴史館館報（13 号）外 1 件の印刷」の契約として、同年 4 月 20 日に 154,350 円、及び ②同年 4 月 25 日の「文京ふるさと歴史館リーフレットの印刷」の契約として、同年 6 月 16 日に 166,950 円の 2 回が行われている。

請求金額から形式的に請求人の主張を構成するならば、上記当初歴史館だよりに係る支出は正当であり、その破棄・再作成に要した支出に係る金額（166,950 円）が不当な公金支出であると主張しているように思われる。

しかし、関係課が説明するように、再歴史館だよりの発行は、当初歴史館だよりの不備を修正するために行ったものであるとするならば、再歴史館だよりに係る支出の違法・不当性を判断するには、当初歴史館だよりに係る支出との一連の手続を検討せざるを得ない。

そこで、以下当初歴史館だより及び再歴史館だよりの作成に係る両公金支出の違法・不当性について検討する。そして、住民監査請求における公金の支出とは、支出及び支出命令（法第 232 条の 4 第 1 項）のみでなく、支出負担行為（法第 232 条の 3）を含めたものと解されているので、これらの一連の手続全体を検討の対象とする。

2 当初歴史館だよりに係る支出手続

(1) 支出手続

書類上当初歴史館だよりに係る支出は、以下のとおり行われている。

- | | |
|------------|------------------|
| (i) 支出負担行為 | 平成 18 年 1 月 18 日 |
| (ii) 支出命令 | 同年 3 月 30 日 |
| (iii) 支出 | 同年 4 月 20 日 |

ただし、書類上は、支出命令中の納品・検査は、平成 18 年 3 月 24 日とされているが、同日に納品がされていないこと及び検査が行われていないことは、平成 18 年第 3 回区議会定例会総務区民委員会資料第 8 号（区民部アカデミー推進課）及びその会議録からも明らかである。

(2) 支出手続に係る関係課・職員の正当性の主張

この点について、関係課・職員の正当性の主張は、概ね次のようなものである。

ア まず、支出負担行為については、平成 18 年 1 月 18 日に行われているが、この時期は、区が元町公園の移転についての基本方針を決定する同年 2 月 1 日よりも前のことである。すなわち、区は、同年 2 月 1 日に、元町公園について、旧元町小学校跡地との一体的な整備により、公園の機能と防災機能をより向上させる旨の区としての意思決定を行い、それに引き続き、同年 3 月 6 日の第 1 回区議会定例会総務区民委員会において、上記内容が報告されたので、それよりも前の本件支出負担行為は、法令又は予算に反しない（法第 232 条の 3）ばかりか、区の政策になんら反しない。

イ 次に、同年 3 月 24 日に実際の納品がなされていないとの指摘については、6,000 部全部が納品されていないが、同年 3 月 28 日には、当初歴史館だより 6,000 部は不要であるとの決定を行ったのであるから、これを契約どおり納品させて、検査を行い、それを再び廃棄するよりは、履行済みであると判断して、検査完了とし、それに基づく支出命令を行うことは違法・不当とまではいえないのではないか。また、後に 5 部については業者から提出を受けている。

(3) 判断

ア 猿橋監査委員及び渡辺監査委員の意見

確かに、区の政策・施策との関係で必要がなくなったものについても、一律に納品をさせて、必ず検査・完了手続を経なければならないか、経済的効率的見地から例外を認めるべき場合があるのでないか、様々な考え方があると思われる。

しかし、納品を受け検査を行った上で支出命令を行うという財務会計の原則に対する例外規定が設けられていない以上、納品がないにもかかわらず納品があったものとして行った本件支出命令は、違法・不当であると判断せざるを得ない（法第 234 条の 2 第 1 項、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 15 第 2 項、文京区契約事務規則（昭和 39 年 4 月規則第 11 号）第 6 章第 2 節（第 58 条、第 69 条、第 71 条等）、文京区検査事務実施要綱（40 文総財発第 417 号）別表

第1、文京区会計事務規則（昭和39年4月規則第9号）第3章（第49条以下）、文京区物品管理規則（昭和39年4月規則第10号）第14条第2項等)。

裁判例においても、法第232条以下の支出に関する定めや地方財政法（昭和23年法律第109号）第4条等の関係法令によって、支出負担行為、これに続く支出命令、支出は、予算の範囲内において正確、厳正、公正に処理されることが求められており、真実に合致した会計処理をすべきことがその前提とされているといえるから、虚偽架空の事実に基づいて会計処理が行われ、公金が支出された場合、かかる公金支出はそれだけで当然に違法であり、かかる違法な公金支出がなされた場合には、当該支出金額に相当する損害が公金支出をした地方公共団体に生じたものといわなければならない（昭和63年（行ウ）第8号・京都地裁平成7年12月8日判決参照）との判断がなされている。

本件については、6,000部全部の実際の納品がない以上、それに基づく検査及びそれに引き続く支出命令を行うことはできない。その点では、上記裁判例が言及するように、いわば、虚偽架空の事実に基づいて会計処理が行われ、公金が支出された場合と同様の評価を受けざるを得ない。それゆえ、かかる公金支出はそれだけで当然に違法・不当であり、かかる違法・不当な公金支出がなされた場合には、当該支出金額に相当する損害が公金支出をした地方公共団体に生じたものといわなければならない。

イ 廣田監査委員の意見

確かに、書類上平成18年3月24日に納品・検査完了とされているが、同日に正規の納品及び正規の検査が行われていないことは、関係人の議会答弁からも明らかであるといえる。しかし、本件のような場合、正規の納品・検査を貫徹させることにより納品物の廃棄の費用が追加的に発生する可能性があり、また、納品物の流失によって不測の混乱が発生する可能性も全くないではない。したがって、このような状況の下において、以下に示す方法によることまで違法・不当と断定することは、かえって行政の適正かつ効率的な執行を害することになり、妥当ではないと考える（最小経費原則を定める地方財政法第4条の趣旨を踏まえ、追加的支出をしないように財務会計規定を解釈・運用すべきと考えるものである。）。

すなわち、当初歴史館だよりに係る支出負担行為は、そもそも法令又は予算になんら反していない。そして、かかる違法な支出負担行為を前提にするならば、当該契約の相手方が契約履行をした場合、むしろ、支出命令・支出を行うことが必要な手続の流れである。

そして、支出命令による損害とは、典型的には、納品の実体がない（不足である）にもかかわらず、納品があったものと偽装して支出命令を行った場合であり、その結果実体がない（不足である）部分については相手方が履行していない（不完全履行である）にもかかわらず支出がなされるわけであるから、完全履行がさ

れたとして支払われる支出金額（不足金額）がすなわち損害と觀念できるのである。

この典型例と比較する場合、本件においては、納品日を 28 日にすることについては業者と連絡をしていること（区の側から業者に納品を待ってもらっていた）、また、廃棄決定をした同日には、納品としてというわけではないが 5 部の完成品を現実に区に提出していること、これらの事実からすれば、6,000 部の当初歴史館だよりの印刷作成が終了していることは、認定し得るものである。

そうすると、当該契約を解除しておらず、契約の相手方が債務を履行している以上、それに対応する区の金銭支払い義務が発生していることは疑いがない。その意味で当初歴史館だよりに係る支出に要する金額は支払われるべき金額であるといえる。それにもかかわらず、仮に支出命令・支出を行わないならば、契約の相手方との間で債務不履行責任を問われる事態となる。その意味で、本件公金支出は、実質的に損害ではないといわざるを得ない。少なくとも、納品・検査の書類上の不備と相当因果関係がある損害とは認定し得ない。

3 再歴史館だよりに係る支出手続

(1) 内容

再歴史館だよりに係る支出負担行為の内容（「文京ふるさと歴史館リーフレットの印刷」）としては、①当初歴史館だよりの廃棄処分を行うこと及び②歴史館だよりを再作成することの 2 つの内容を含んでいることが、平成 18 年第 3 回区議会定例会総務区民委員会会議録から明らかである。

ただし、実際には、上記①については、請求人が陳述の機会において述べているように、契約件名（「文京ふるさと歴史館リーフレットの印刷」）及び仕様書において、歴史館だよりを廃棄するという項目は表示されていない。また、上記②の支出に係る書類上の行為は、以下のとおり行われている。

- | | |
|------------|------------------|
| (i) 支出負担行為 | 平成 18 年 4 月 25 日 |
| (ii) 支出命令 | 同年 5 月 30 日 |
| (iii) 支出 | 同年 6 月 16 日 |

(2) この点、関係課・職員の説明は、以下のとおりである。

ア まず、政策判断として、必要な廃棄・再作成行為であったこと。

平成 18 年 2 月 1 日に、元町公園について、旧元町小学校跡地との一体的な整備により、公園の機能と防災機能をより向上させる旨の区としての意思決定を行い、それに引き続き、同 3 月 6 日の平成 18 年第 1 回区議会定例会総務区民委員会において、上記内容が報告されている。さらに、同 3 月 9 日には、具体策として、元町公園を旧元町小学校側に移設し、現元町公園側に新たな体育館等の施設を建設

することを決定している。今後のスケジュールとして都市計画変更の手続を行うことも決定している。そして、平成 18 年 3 月 25 日付けの区報ぶんきょうにおいて、「都市計画変更（元町公園）に関する説明会」の記事を載せて全区民に周知を行っている。

かかる時期的状況を勘案するならば、一方で元町公園の問題点を指摘し、その廃園移設の区民周知を行いながら、もう一方で同じ区が元町公園についての歴史的意義を強調する記事を広報誌に掲載することは、歴史館だよりが 6,000 部の発行部数を有することからも、区民に対して区の政策を誤認、混乱させるおそれを感じるのではないかとの疑念を生じ、かつ、協議をした結果廃棄を決定するに至った。

また、歴史館だよりは基本的に学芸員が分担して執筆しているが、その発行の意図は、区が現在及び将来にわたって保存し、宣伝していくこうというものについて紹介、再認識してもらうことであり、現在及び将来において、政治的財政的見地から保存し続けることが困難と判断したものについて、少なくともその政策と異なった観点からの記事を掲載することは予定していない。つまり、歴史館だよりといつても、区の予算で、区の広報誌として発行している以上、区の政策との整合性は常に意識している。

イ 廃棄処分が契約書類上一切表れていないこと及び書類作成が遅れたこと。

再歴史館だよりに係る事実上の契約依頼は、平成 18 年 3 月 28 日に行われた。すなわち、当初歴史館だより発行の決定権者兼支出負担行為者（平成 17 年度においては、ふるさと歴史館は生涯学習部文化振興課に属しており、文化振興課長は部の庶務担当課長も兼ねていることから、支出負担行為者である。）は、当初歴史館だよりは 4 月 1 日発行予定のものであったことから、なるべく早く再作成し、発行する必要があると考え、直ちに、業者に再作成の依頼をし、平成 18 年度新しく組織替えによりふるさと歴史館の所管となる区民部アカデミー推進課及び区民部区民課に引継ぎをしようと考えていた。ところが、その点の連絡を徹底できず、結果的に平成 18 年 4 月 25 日になってしまった。

(3) この点についての請求人の主張

元町公園に係る政策がそもそも誤っていること、また、そのような誤った政策が発表された時期であるからこそ、元町公園の歴史や特徴を区民がよく理解できるように、それについて判断できる情報を区が積極的に開示して議論させるべきであった。それにもかかわらず、区民に混乱をもたらすとの理由で元町公園に関する記事を削除することは情報操作であり、情報隠蔽である。

(4) 判断

ア 3 監査委員の共通意見

確かに、区の政策に対して、反対意見がある場合に、当該政策実現のために区が

どのような情報を区民に提供し、どのような施策遂行をすべきかについては、様々な見解があろう。

しかし、住民監査請求制度は、地方自治行政全般の適正運営を確保することにあるのではなく、地方財務行政上の非違の是正防止にあるとされており、その意味で住民監査請求の対象事項は、財務会計上の違法・不当行為に限られると解されている。それゆえ、元町公園存続の是非を本件請求の争点とすることはできない。

そうすると、本件請求においては、再歴史館だよりに係る支出負担行為、それに続く支出命令、支出という広義の支出手続に係る違法・不当を検討の対象とせざるを得ない。

区は、再歴史館だよりに係る支出に関して、平成18年3月28日ごろには、すでに区が元町公園を廃園し、移設するという政策決定をしているとの状況下にあるので、同じ区の広報誌で元町公園の歴史的意義に関する記事を掲載することが区民の混乱をもたらすと判断したのであり、前記のとおり、かかる政策判断 자체を財務会計上の違法・不当と判断できるものではない。そして、かかる区の政策判断を下に、いわば当初歴史館だよりの記事の訂正版として再歴史館だよりに係る支出負担行為を行い、実際にそれに基づく納品がなされている以上それに対する支出命令・支出がなされることは、むしろ必要な手続であるといえる。

イ 猿橋監査委員及び渡辺監査委員の意見

この点、当初歴史館だよりに係る支出の手続について、実際の納品がないにもかかわらず納品・検査・支出命令がされたことについては、いわば虚偽架空の事実に基づいて会計処理が行われ公金が支出された場合にかかる公金支出はそれだけで当然に違法であり、地方公共団体には当該支出金額に相当する損害が発生したと認定できるとする前記裁判例が当てはまる場合であると評価できるのに対し、再歴史館だよりに係る支出の手続については、実際に6,000部の納品がなされ、その確認をした上で配付・発送していることからするならば、検査完了後の支出命令という財務会計上の欠かせない手續は踏んでいるということができる。

とするならば、再歴史館だよりに係る支出の手続については、いわば、虚偽架空の事実に基づいて会計処理が行われて公金が支出された場合とは、明らかに異なる以上、違法・不当な公金支出がなされたとはいえない。

しかし、再歴史館だよりに係る支出のうち、廃棄処分については、別の考察が必要である。

リーフレットの印刷と廃棄処分とは、その契約内容を異にし、会計上の支出科目も異にするのであるから、廃棄処分については、別立てで契約を結ぶか、仮に同一の契約書においてその内容を盛り込むとしても、その内容を明示しておくべきことはいうまでもない。そして、廃棄処分が実際に行われ、その旨完了・検査

が行われたのかについても、十分な確認がなされたわけでもなく、再作成の支出命令のみが行われているのである。

とするならば、正確な金額を提示することはできないが、再歴史館だよりに係る支出手続のうち、少なくとも廃棄処分に相当する金額の支出負担行為・支出命令・支出の手続は、違法・不当な公金支出であるといわざるをえない。

ウ 廣田監査委員の意見

再歴史館だよりに係る支出手続については、実際に 6,000 部の納品がなされ、その確認をした上で配付・発送していることからするならば、検査完了後の支出命令・支出という財務会計上の欠かせない手續は踏んでおり、この支出をもって、違法・不当な公金支出といえるものではない。

確かに、廃棄に関する件名が明示されていない等、書類上の不備はあるが、廃棄及び再作成はいずれも履行されているのであるから、損害はないといわざるを得ず、違法・不当な公金支出があったとは認められない。